

有効期間満了日 令和8年3月31日まで

熊交規第449号

令和2年7月8日

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について
(通達)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法律第16号)が令和2年4月3日に、家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第20号)が同年6月24日にそれぞれ公布、同年7月1日に施行されるとともに、農林水産大臣により「特定家畜伝染病防疫指針」が同日、改正・公表された。

主な改正の概要は、

- 改正前の家畜伝染病予防法では、家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による病原体の拡散を防止する目的で、通行制限等を行うことはできなかつた
- 改正法により、家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ(以下「伝染性疾病」という。)のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため緊急の必要があると認める場合には、通行の制限又は遮断を行うことができることとなった

ものである。

これに伴う交通警察の対応については、別添「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について(通達)」(令和2年7月1日付け警察庁丁規発第83号。以下「警察庁通達」という。)により示されたとおりであるので、交通規制課と連携の上、適切に対応されたい。

また、警察庁通達第3の1の警察本部への報告については、下記担当を經由し報告されたい。

なお、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について(通達)」(令和2年2月10日付け熊交規第137号)は、本通達の発出をもって廃止する。

※ 警察庁通達「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。